

第1 法律行為の前提となる能力

● 国籍離脱後も日本に在留するには

事例

韓国人男性と結婚して、韓国籍を選択し、日本国籍を離脱しようとしている女性がありますが、日本で生活を続けていく場合、外国人となったことで、日本に在留するについて行うべきことがありますか。



女性
(日本人・
日本在住)

韓国人と結婚し、韓国国籍を選択するも、日本で生活

日本に在留するための
手続は？

事例民事涉外三一

対応のポイント

日本国籍を離脱した者は、60日を超えて日本に在留する場合は、日本国籍を離脱した日から30日以内に法務大臣に対して在留資格の取得の申請をしなければなりません。この申請で在留カードが発行され、住民票が作成されます。

なお、日本における活動については「永住者」の在留資格の取得の申請ができ(入管22の2Ⅳ)、この在留資格を取得しますと就労等の制限はほとんどありません。

申請人	本人(本人が16歳未満または出頭できないときは、父・母・配偶者・子・親族・監護者・同居者)
申請先	申請人の居住地を管轄する地方入国管理局または同支局(成田空港支局および関西空港支局を除きます。)
申請書類	在留資格取得許可申請書

一〇三

法律行為の前提となる能力

添付書類等	<ol style="list-style-type: none">1 顔写真（3か月以内に撮影されたもの・無背景・縦4センチ×横3センチ）2 国籍離脱の場合は、除籍謄（抄）本または国籍喪失届受理証明書等日本の国籍を離脱したことを証する書面3 その他、旅券等の提示が必要
-------	---

参考法令等

出入国管理及び難民認定法22条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則24条

法律上のポイント

1 在留カードと在留資格の取得

日本に居住したまま日本国籍を離脱して外国人になった者は、外国人となったのですから、在留には外国人としての手続が必要となります。

日本に在留する外国人は、一定の場合を除いて「当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（……〔略〕……）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留」しなくてはなりません（入管2の2I）。すなわち、外国人は在留資格をもつて在留するのが原則となります。

ただし、「日本の国籍を離脱した者」および「出生その他の事由により出入国管理及び難民認定法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人」は60日に限り、在留資格なく日本に在留することができます。60日を超えて在留しようとする者は、日本国籍を離脱した日または出生その他当該事由が発生したときから30日以内に、在留資格の取得を申請しなければなりません（入管22の2）。

在留資格は、出入国管理及び難民認定法別表1・2に掲げられているとおりです（後掲「日本人と結婚した外国人の入国許可の要件は」参照）。

なお、偽りその他不正の手段を使用したり、不実の記載のある文書等の提出により、在留資格取得の許可、在留期間更新の許可、永住許可などを受けた場合、在留資格取消の対象となります（入管22の4）。

2 罰則

出入国管理及び難民認定法22条の2の在留資格取得の申請を怠って60日を経過し

法律行為の前提となる能力

て日本に在留することは、退去強制事由に該当し（入管24⑦）、さらに3年以下の懲役もしくは禁固もしくは300万円以下の罰金、またはその懲役もしくは禁固および罰金の併科の罪に該当します（入管70）。ただし、自ら入国管理官署に出頭し、速やかに本邦より出国することが確実と見込まれる場合には、一定の場合を除き、出国命令により任意出国することができます（入管24の2）。

法律行為の前提となる能力

参考書式 ●在留資格取得許可申請書

別記第三十六号様式(第二十四条関係)

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格取得許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ACQUIRE STATUS OF RESIDENCE

東京 入国管理局長 殿
Regional Immigration Bureau

To the Director, General of
出入国管理及び難民認定法第22条の2第2項(第22条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり在留資格の取得を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 22-2 (including cases where the same shall apply mutatis mutandis under Article 22-3) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to acquire status of residence.

写真
Photo
40mm × 30mm

1 国籍・地域 韓国 2 生年月日 1900 年 0 月 0 日
Nationality/Region Family name Date of birth Given name

3 氏名 HWANG 黄 SEUNG YEON 昇延
Name

4 性別 男・♂ 5 出生地 東京都00区 6 配偶者の有無 無
Sex Male/Female Place of birth Marital status Married/Single

7 職業 なし 8 本国における居住地 韓国ソウル特別市
Occupation Home town / City

9 住居地 東京都00区00町0丁目0番0号
Address in Japan

電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000
Telephone No. Cellular phone No.

10 旅券(1)番号 CG000000 (2)有効期限 2000 年 0 月 0 日
Passport Number Date of expiration Year Month Day

11 在留資格取得の事由 出生 国籍離脱・喪失 その他()
Cause of application Birth Loss of Japanese nationality Others

12 在留の理由 韓国人男性との結婚により韓国籍を選択しましたが、夫が仕事の都合により、日本国内に在留することになったため。
Purpose of stay

13 希望する在留資格 永住者 在留期間
Desired status of residence Period of stay

14 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居	勤務先・通学先	在留カード番号 特別永住者証明番号
Relationship	Name	Date of birth	Nationality / Region	Residing with applicant or not	Place of employment/school	Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
夫	黄 尚熙	1900年0月0日	韓国	はい/いいえ Yes/No	山田法律事務所	⑧ 00000000
				はい/いいえ Yes/No		
				はい/いいえ Yes/No		
				はい/いいえ Yes/No		

15 在日身元保証人又は連絡先 Guarantor in Japan
(1)氏名 鳥袋 宏 (2)本人との関係 養父
Name Relationship with the applicant

(3)住所 東京都00区00町0丁目0番0号
Address

電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000
Telephone No. Cellular phone No.

16 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 (2)本人との関係
Name Relationship with the applicant

(3)住所
Address

電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000
Telephone No. Cellular phone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filing in this form

黄 昇延 2000 年 0 月 0 日
Year Month Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 (2)住所
Name Address

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号
Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) Telephone No.

事例民事渉外三一

一〇六